

## 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	コード	9613
提出日	2021/6/17	異動(予定)日	2021/6/17
独立役員届出書の提出理由	・2021/5/17に提出した内容について、「2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項」番号6の「役員の属性」に誤りがあったため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし	
1	平野英治	社外取締役	○												△			訂正・変更	有
2	藤井真理子	社外取締役	○														○		有
3	池史彦	社外取締役	○												△				有
4	小畑哲哉	社外取締役																	
5	桜田桂	社外取締役	○														○		有
6	佐藤りえ子	社外取締役	○															訂正・変更	有
7	岡田顯彦	社外取締役																新任	

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	平野英治氏が経営委員長を務めておりました年金積立金管理運用独立行政法人(2021年3月退任)と当社との間には取引がございますが、直近3事業年度における当社と同法人との取引合計額は、当該各事業年度における当社の単体売上高と比較していずれも1%未満であります。同氏が取締役代表執行役副会長を務めておりましたメットライフ生命保険株式会社と当社との間には取引がございますが、直近3事業年度における当社と同社との取引合計額は、当該各事業年度における当社の単体売上高と比較していずれも1%未満であります。同氏が取締役副社長を務めておりましたトヨタファイナンシャルサービス株式会社(2014年6月退任)と当社との間には取引がございますが、直近3事業年度における当社と同社との取引合計額は、当該各事業年度における当社の単体売上高と比較していずれも1%未満であります。同氏が業務執行者を務めておりました日本銀行(2006年6月退任)と当社との間には取引がございますが、直近3事業年度における当社と同行との取引合計額は、当該各事業年度における当社の単体売上高と比較していずれも1%未満であります。	平野英治氏は、左記のとおり当社の取引先である年金積立金管理運用独立行政法人の経営委員長、また、メットライフ生命保険株式会社、トヨタファイナンシャルサービス株式会社、日本銀行の業務執行者でしたが、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したためです。
2		藤井真理子氏は、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したためです。
3	池史彦氏は2016年10月から2017年9月まで、当社の経営戦略検討と変革実現のために、ITやグローバルビジネスに見識を持つ社外の有識者から意見をを得ることを目的として設置した第三期アドバイザリーボードメンバーであり、同氏と当社との間には、アドバイザリーボードメンバーとしての報酬支払いの取引がございましたが、その報酬は年額500万円未満であり、独立性に関して懸念はないものと判断しております。同氏が会長を務めておりました一般社団法人日本自動車工業会(2016年5月退任)と当社との間には取引がございますが、直近3事業年度における当社と同法人との取引合計額は、当該各事業年度における当社の単体売上高と比較していずれも1%未満であります。同氏が代表取締役会長を務めておりました本田技研工業株式会社(2016年6月退任)と当社との間には取引がございますが、直近3事業年度における当社と同社との取引合計額は、当該各事業年度における当社および同社の単体売上高の双方からみて、いずれも1%未満であります。	池史彦氏は、左記のとおり当社の取引先である一般社団法人日本自動車工業会、本田技研工業株式会社の業務執行者でしたが、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したためです。
4		
5		桜田桂氏は、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したためです。
6	佐藤りえ子氏が業務執行者を務めております石井法律事務所と当社との間には取引がございますが、直近3事業年度における当社と同事務所との取引合計額は、当該各事業年度における当社の単体売上高と比較していずれも1%未満であります。	佐藤りえ子氏は、左記のとおり当社の取引先である石井法律事務所の業務執行者ですが、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したためです。
7		

## 4. 補足説明

<p>当社は株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に加え、以下の要件を満たす社外役員を独立役員に指定しております。</p> <p>直近の3事業年度において以下に該当する者ではないこと。</p> <p>(1) 当社の定める基準を超える取引先(注1)の業務執行者</p> <p>(2) 当社の定める基準を超える借入先(注2)の業務執行者</p> <p>(3) 当社から、直近の3事業年度のいずれかの年度において、役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を直接得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等の専門的サービスを提供する個人</p> <p>(4) 当社の定める基準を超える寄付を受けた団体(注3)の業務執行者</p> <p>なお、以上の(1)から(4)のいずれかの条件に該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、独立役員の指定時にその理由を説明、開示します。</p> <p>(注1) 当社の定める基準を超える取引先とは、直近の3事業年度のいずれかの年度における当社との取引額が、当該事業年度における当社の単体売上高の2%以上の取引先をいう。</p> <p>(注2) 当社の定める基準を超える借入先とは、直近の3事業年度のいずれかの年度における借入額が、当該事業年度における当社の総資産の2%以上の借入先とする。</p> <p>(注3) 当社の定める基準を超える寄付を受けた団体とは、直近の3事業年度のいずれかの年度における当社からの寄付が年間1,000万円又は当該事業年度における当該組織の年間総収入の2%のいずれか大きい額を超える団体をいう。</p>
---

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。